

○松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月24日

松戸市条例第45号

改正 平成28年12月26日条例第39号

平成30年10月5日条例第42号

平成31年3月26日条例第7号

令和元年9月30日条例第6号

令和2年3月30日条例第1号

令和2年6月24日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の執行機関の責務)

第3条 市の執行機関は、個人番号及び特定個人情報の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち市の執行機関が行うもの

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項後段の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日松戸市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月5日松戸市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日松戸市条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日松戸市条例第 6 号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日松戸市条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 24 日松戸市条例第 30 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

執行機関	事務
1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査又は特定健康指導に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	松戸市心身障害児福祉手当支給条例（昭和43年松戸市条例第32号）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 削除	
4 市長	松戸市遺児手当支給条例（昭和47年松戸市条例第19号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例（昭和48年松戸市条例第11号）によるねたきり身体障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号）による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	松戸市難病者援護金支給条例（昭和48年松戸市条例第20号）による難病者援護金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松戸市条例第19号）による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金

	の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則（平成31年松戸市規則第22号）による交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	松戸市高齢者・障害者住宅増改築等資金貸付規則（昭和56年松戸市規則第39号）による住宅の増改築等に必要な資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	松戸市福祉タクシー利用規則（昭和58年松戸市規則第39号）による運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	松戸市心身障害者一時介護料助成金等支給規則（平成5年松戸市規則第23号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	松戸市高齢者・障害者住宅改修助成金支給規則（平成10年松戸市規則第44号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	松戸市軽度生活援助サービス利用者助成規則（平成13年松戸市規則第52号）による軽度生活援助サービスに係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	松戸市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年松戸市規則第74号）による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則（平成19年松戸市規則第9号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	松戸市緊急時通報システム利用規則（平成21年松戸市規則第27号）による緊急通報装置の貸与及び緊急時通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの

18	市長	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則（平成24年松戸市規則第19号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
19	削除	
20	市長	松戸市難聴児補聴器購入費助成金支給規則（平成24年松戸市規則第71号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
21	市長	松戸市被災者生活再建支援金支給規則（平成27年松戸市規則第59号）による支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
22	市長	松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱（昭和55年松戸市訓令甲第24号）による燃料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
23	市長	松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱（昭和55年松戸市訓令甲第25号）による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
24	削除	
25	市長	松戸市健康診査に関する要綱（平成18年松戸市告示第114号）による健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
26	市長	心身障害児入学祝金支給事業に係る入学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
27	市長	心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給事業に係る就職支度金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
28	市長	避難行動要支援者避難支援事業に係る避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの
29	市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
30	市長	任意予防接種事業に係る予防接種に関する事務であって規則で定めるもの

31	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
32	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
33	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの
34	市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
35	市長	松戸市立保育所運営事業、民間保育所委託事業及び特定教育・保育施設等給付費加算金支給事業に係る主食費の免除に関する事務であって規則で定めるもの
36	市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査又は特定健康指導に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」とい

		う。)であって規則で定めるもの
2 市長	松戸市心身障害児福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 削除		
4 市長	松戸市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	松戸市ねたきり身体障害者等福祉手当支給条例によるねたきり身体障害者等福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であ

		って規則で定めるもの
7 市長	松戸市難病者援護金支給条例による難病者援護金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	松戸市障害者施設等通所交通費助成規則による交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	松戸市高齢者・障害者住宅増改築等資金貸付規則による住宅の増改築等に必要な資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	松戸市福祉タクシー利用規則による運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	松戸市心身障害者一時介護料助成金等支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	松戸市高齢者・障害者住宅改修	地方税関係情報、住民票関係情報



	助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	松戸市軽度生活援助サービス利用者助成規則による軽度生活援助サービスに係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	松戸市障害者グループホーム等家賃助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	松戸市緊急時通報システム利用規則による緊急通報装置の貸与及び緊急時通報システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	松戸市家具転倒防止器具等取付費助成金支給規則による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
19 削除		
20 市長	松戸市難聴児補聴器購入費助成金支給規則による助成金の支給	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規

	に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
21 市長	松戸市被災者生活再建支援金支給規則による支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱による燃料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	松戸市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
24 削除		
25 市長	松戸市健康診査に関する要綱による健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	心身障害児入学祝金支給事業に係る入学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	心身障害者新規学校等卒業者就職支度金支給事業に係る就職支度金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	避難行動要支援者避難支援事業に係る避難行動要支援者名簿の	住民票関係情報、障害者関係情報又は介護保険法による保険給付

	作成に関する事務であって規則で定めるもの	の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
29 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	任意予防接種事業に係る予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
32 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法による保護の実施（生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護

	めるもの	の実施を含む。)に関する情報であって規則で定めるもの
33 市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
34 市長	私立幼稚園預かり保育事業に係る幼稚園預かり保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は子育てのための施設等利用給付関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	松戸市立保育所運営事業、民間保育所委託事業及び特定教育・保育施設等給付費加算金支給事業に係る主食費の免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	認可外保育施設利用者負担軽減事業に係る認可外保育施設の利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
37 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	松戸市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの